## 調査内容

I	調査地	奈良県大和郡山市
		人口 89,101人 面積 42.68㎞ H26.3.31現在
	調査月日	平成26年7月28日(月)
	調査事件	議会の運営に関して
	概要	(1) 議員による情報発信の取扱いについて ① 公文書の文言を作為的意思を持って変更してはならない。 ② 真偽の確認を慎重に行った上で情報を発信する。 ③ 議員が議案提出権を行使せずに住民直接請求に関わり、署名運動を行ったことについては、純粋な住民運動ではないとして当該直接請求に係る議案を否決した。
		(2) 発信された情報に疑義がある場合の議会としての対応例について ① 議員が発行するチラシにより市民を混乱させたことについて     1議員が「議会監視委員会」という存在しない団体を名乗りチラシを配布したが、この情報により市民を混乱させたことについて、当該議員が「議員個人や政党の方々を誹謗中傷するような内容であるだけでなく(中略)実話であるかのような誤解を与え」たと議会運営委員会で謝罪した。 ② 議員が発行するチラシに「法律違反」と掲載したことについて     1議員が条例案に対する反対討論で、市の対応は法律違反である旨の発言を行い、閉会後に当該可決された条例に対して法律違反であると街宣活動を行った。議長団で当該議員の意見聴取を行うも主張は変わらなかったが、県への
		照会など調査を行った結果、違反ではないことが明白となった。これを受け本会議で発言取消と謝罪を求める決議が可決されたが当該議員は拒否した。これにより議会の秩序を乱したとして懲罰(7日間の出席停止)を科されたが、当該議員はチラシを発行して反論した。その後、同チラシの件で謝罪を求める決議が可決されたが当該議員は拒否し、議会を空転させた後、同一会期内で再び懲罰(5日間の出席停止)を科された。 ③ 議長に対する公開質問状について 議長団は、1議員の平成22年6月以降の一連の言動に対する調査を行い、議運に報告した。当該議員が議長に公開

	質問状を提出したが、その回答文の文言を改ざん又は削除
	して当該議員が発行するチラシに掲載したことにより、本
	会議で謝罪を求める決議が可決されたが拒否したため懲罰
	(7 日間の出席停止)を科された。再度調査結果が報告さ
	れ、謝罪を求める決議が可決されたが拒否したため、同一
	会期内で再び懲罰(6日間の出席停止)を科された。
	④ 議員が発行するチラシに某医療法人に犯罪行為があった
	かのように掲載したことについて
	調査結果の報告後、謝罪を求める決議が可決されたが拒
	否し、懲罰(3日間の出席停止)を科された。
	(5) 議員が住民直接請求の署名運動を行ったことについて
	議員辞職勧告決議案を可決し、決議案全文を市広報紙に
	掲載した。(経緯は(1)の③参照)
	(6) 委員会で同僚議員に対して不当な発言を行い、名誉を著
	しく傷つけたことについて
	謝罪を求める決議が可決されたが拒否し、懲罰(4 日間
	の出席停止)を科された。
	大和郡山市議会においては、1議員による議会のルールを無
	視した言動により、議会の空転、度重なる議運・懲罰委員会の
	開催等により議会が混乱した経緯がある。当市議会においても、
	度々不穏当発言等により議運が開催されるなど議会が空転して
	いるのが実情である。私たちは、市民の負託を受けた議員とし
	て議会のルールに則った議会活動又は議会運営を行うべきであ
	り、自分本位のルールを無視した言動があったときは、毅然と
	した対応が必要である。
委員会の	今後は、議会を空転させることなく、懲罰動議が出されない
まとめ	
	ように言動には十分な注意を払うべきと考える。
	また、議員への謝罪、発言取消を求める決議、懲罰動議、議
	員辞職勧告決議などが可決された場合は、市民にわかりやい形
	で議会だよりに掲載すべきである。
	最後に、当市議会においても議員は市民からそれぞれに負託
i i	2 A C A C A C A C A C A C A C A C A C A
	を受けていることから、品位、品格を保持した上で議員間の信
	を受けていることから、品位、品格を保持した上で議員間の信頼を再構築するよう努力すべきである。

П	調査地	大阪府守口市
		人口 145, 307人 面積 12. 73km H26. 3. 31現在
	調査月日	平成26年7月29日(火)
	調査事件	会派代表質問に関して

## (1) 概要について ・質問時期:2月定例会及び新市長の就任時 質問日数:2日間 ・質問順:抽選により決定する。 質問方法:一括質問・一括答弁方式で行い、質問回数や質 問時間は定めていない。 ・質問者:会派から1名が代表して行う。 無会派議員の場合:会派代表質問の最後に一般質問を行う 概 要 ことができるが例はない。 (2) 会派代表質問と個人の一般質問との違い(区分け)について 会派代表質問は2月定例会で施政方針について行い、個人 の一般質問は6、9、12月定例会の議案審議後に行っている。 なお、会派代表質問は、会派の意見を集約することとしてお り、全会派が行っている。 調査事件 質問(会派代表及び個人の一般質問)の通告に関して (1) 通告の提出時期、受理方法等について 閉会日の5~7日前までに議会事務局へ通告書を提出する。 (2) 通告外発言に対する措置の例について 議長が通告外の質問を行った議員に対し注意したが、以前 にも例があったと主張したことから、議運で対応を協議した。 概 議長は発言取消を求めたが、かたくなに拒否したため審議が 中断した。議長の発言取消命令にも応じないことから懲罰(陳 謝)を科されたが拒否し、同一会期内で再び懲罰(5日間の 出席停止。新人議員であったことを考慮し、割り引いた日数 とされた。) を科された。 調査事件 議会運営委員会の決定(申合せ等)事項に関して (1) 議会運営委員会における通告の取り決め及びその周知方法 について 特に行っていない。 (2) 議運決定が遵守されなかったときの対応について 概 要 委員会の決定については、円満な議会運営を図るために、 無会派議員の意見も尊重し、原則として全会一致となるよう

った議員に対し問責決議が可決されている。

に努力している。議員は、委員会での決定事項を遵守しなければならないとしている。しかし、議運の決定を遵守しなか

守口市議会は会派の意見を集約した上で施政方針に対する会派代表質問を行い、同会期内で会派のほかの議員は一般質問を行っていない。当市議会では、会派代表質問を行ったことがない会派があるなど形骸化している。今後は守口市議会を参考に2月定例会の会派代表質問についてはやり方を改めるなど検討の余地がある。

通告外発言については、議長の指示(議事整理権)に従い、 速やかに取消又は訂正をすべきであるが、これに背くときは毅 然とした対応が必要と考える。また、議運の申し合わせについ ては、議会としての約束事であり、守るのが当たり前で守らな ければ相応の対応が必要と考える。なお、守口市議会では、議 会の毅然とした対応が功を奏したのか、最近は議会が混乱する 事態は発生していないようである。

委員会の ま と め

最後に、須藤功委員が、守口市議会での調査終了後に議会運営委員会に何の相談もなく、大和郡山市議会及び守口市議会の事務局職員に会派「いわぬまアシスト」の議会報告(チラシ)数部を渡し、「自分勝手な集団の和を乱す行動」をとっていたことが判明したことを報告する。このことは、委員会に参加する議員としての認識を無視した断じて許されない行為であることから、須藤功委員に対し厳重注意を行った。なお、大和郡山市議会及び守口市議会に対しては、同チラシを廃棄していただくようお願いをした。今後このような「自分勝手な集団の和を乱す行動」をとることがないよう自らを戒めていくべきと考える。